

社会福祉法人聖会 役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人聖会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第3条（理事会及び評議員会の出席報酬等）

理事及び監事に対し理事会に出席に伴う報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員及び幹事に対し評議員会に出席に伴う報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

第4条（役員及び評議員の勤務報酬等）

理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合においても報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

第5条（兼務役員）

施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表 1

	手取報酬（日額）	費用弁償（日額）
業務報酬	10,000 円	実費相当額

参考

手取契約をしている場合の支払金額等の計算方法は以下のとおりです。

税率が 10.21% の場合（手取額が 897,900 円以下の場合に限ります。）

$$\text{手取額} \div 0.8979 = \text{支払金額}$$

※本法人の場合、

$$\text{支払額 } 11,137 \text{ 円} \times (1 - 0.1021) = 10,000 \text{ 円} \leftarrow \text{所得税控除後手取り額}$$